

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン事業）の補填金
単価（概算払）について【平成29年4月分（修正）】

平成29年 7月11日

関係各位

公益社団法人 香川県畜産協会

平成29年6月16日に公表した平成29年4月に販売された交付対象牛に適用する肉用牛経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10に基づく概算払いの補填金単価について、算定について誤りがありましたので、下記のとおり補填金単価を修正・公表します。

記

1. 肥育牛1頭当りの補填金単価（平成29年4月期） 単位:円

区分	肉専用種	交雑種	乳用種
香川県	—	(誤) 5,600	(誤) 50,500
		(正) 7,200	(正) 51,700

注1：牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策のうち肥育経営の支援対策（特例措置）として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の平成23年度第2四半期以降の補填金について、月毎に支払う方式としています。

注2：平成26年度より、補填金単価の算定に当たって利用する配合飼料価格安定制度の変更に伴い、平成26年4月に販売された交付対象牛から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。

注3：補填金単価（概算払）は、注2の配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円を控除した額としています。なお、1,000円未満の場合は概算払を行いません。

注4：補填金交付額（概算払）に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価（概算払）を減額することがあります。

注5：生産コストには物財費及び労働費等に加え、平成25年7月分からと畜経費を算入しています。

注6：平成26年度より、消費税抜きで算定しています。